

社会福祉法人みんななかま 役員・評議員及びその他委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みんななかまの定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員・評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬等)

第3条 1 理事長以外の役員が理事会に出席した時、評議員が評議員会に出席した時、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1及び別表3により、報酬及び会議のための交通費を支払うことができる。
2 監事とその職務である監事監査を行った際、その監査のための報酬及び交通費を支払うことができる。

(渉外・交渉等のため必要の会議・式典等への出席)

第4条 役員・評議員及びその他委員が、行政・施設団体関係との交渉にあたるため、当該の会議や、式典に出席した場合は、別表2及び別表3により報酬及び出席のための交通費を払うことができる。

(第三者委員の勤務報酬等)

第5条 第三者委員が、法人及び事業所に係る業務に従事した時は、別表2により報酬を支払う。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のために、又は第三者委員が苦情対応のために出張する場合は、旅費規程に準じる。

(重複支給の防止)

第7条 1 理事及び監事が、同一日に開催される理事会及び評議員会等のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び交通費は支給しない。
2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定により業務運営に従事した時は、理事会及び評議員会に係る報酬及び交通費は、支給しない。
3 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改定)

第8条 本規程を改定する場合には評議員会の議決を経なければならない。

附則 本規程は平成17年10月28日より施行する。

本規程改定 平成25年3月29日

この規程は、平成29年6月16日より施行する。文言の一部変更による

この規程は、令和3年(2021年)6月18日定時評議員会終結の時から施行する。

別表 1

名称	報酬
理事会出席報酬	3,000円
評議員会出席報酬	3,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	3,000円

別表 2

名称	報酬
理事長	月額 100,000円以内
理事・監事	日額 3,000円
評議員	日額 3,000円
第三者委員	日額 3,000円

別表 3 交通費の基準

交通手段	金額
公共交通機関利用	実費支給
自家用自動車	片道1km以下140円、以下1km増える毎に30円増。 また、有料道路を通行した際に生じた金額も支払う。 (計算式) $110 \text{ (円)} + \text{片道移動距離 (km)} \times 30 \text{ (円)} + \text{往復有料道路通行費 (円)} = \text{交通費 (円)}$ * 移動距離少数点以下は繰り上げ
2輪及び原動機付き自転車	片道1km以下40円、以下1km増える毎に30円増。 また、有料道路を通行した際に生じた金額も支払う。 (計算式) $10 \text{ (円)} + \text{片道移動距離 (km)} \times 30 \text{ (円)} + \text{往復有料道路通行費 (円)} = \text{交通費 (円)}$ * 移動距離少数点以下は繰り上げ
その他	その都度協議を行い決定する